

**岐阜県障がい者雇用企業支援センター
事業委託業務**

プロポーザル募集要項

令和8年1月15日

岐阜県障がい者総合就労支援センター

目 次

第1 募集の内容

1 委託業務名	3
2 委託業務内容等	3
3 委託契約期間	3
4 委託費の上限	3

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件	3
2 企画提案書の作成	4
(1) 事業の実施方針等	4
(2) 事業の実施計画	4
(3) 事業の実施体制	4
(4) 提案者の能力等	4
3 プロポーザルの手続等	5
(1) スケジュール	5
(2) 募集要項等の公表・配布	5
(3) プロポーザル参加申込書の受付	5
(4) プロポーザル説明会の開催、募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表	5
(5) 企画提案書等、書類の受付	5
(6) プロポーザル参加に際しての注意事項	6
(7) 見積書作成に当たっての注意事項	7

第3 提案の評価に係る事項

1 評価方法	7
2 プロポーザル評価会議	7
3 評価項目及び評価内容	8
4 契約交渉の相手方の選定方法	8
5 評価結果等の通知及び公表	8

第4 契約の締結

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守	9
2 業務の一括再委託の禁止	9
3 個人情報保護	9
4 情報セキュリティに関する対応	9
5 守秘義務	9
6 関係書類等の管理・保存	9

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	9
2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合	9

第7 その他

第8 問い合わせ先

別表 評価項目及び評価内容

岐阜県障がい者雇用企業支援センター事業委託業務プロポーザル募集要項

令和7年6月1日現在の県内民間企業における障がい者雇用状況（令和7年12月25日岐阜労働局発表統計資料）は、法定雇用率2.5%に対して実雇用率が2.52%、法定雇用率達成企業の割合は54.3%となっており、未だ法定雇用率未達成の企業が多く存在している。令和8年7月には法定雇用率が2.7%へと引き上げが予定されていることから、障がい者雇用の更なる拡大が求められている。

障がい者の雇用にあたっては、人口減少や就労意欲の多様化により長時間フルタイムでの採用が困難になっている。一方、短時間の労働やフレックスタイムの導入など柔軟な勤務体系やリモートワークの活用など柔軟な就労形態を導入することで働く方が多数存在している。企業はこうした多様なニーズを持つ方々に障がい者の個々の特性に合わせた働き方、業務の切り分けや細分化、雇用後のサポート体制の整備を進めていくことが必要である。

こうした社会状況のなか、県では、平成27年4月から岐阜県障がい者雇用企業支援センター（以下「センター」という。）を委託事業により設置運営し、障がい者雇用の推進に取り組んできました。

この度、現受託事業者との委託契約期間が、令和8年3月31日をもって終了となることから、令和8年4月1日以降3年間のセンターの運営について引き続き、障がい者雇用に係る専門的知識・経験・ノウハウ等をもつ民間事業者にその運営を委託することで、障がい者雇用を進める企業を効果的かつ効率的に支援し、障がい者雇用の拡大及び質の向上を図るため、プロポーザルにより事業者を募集します。

※注意事項【必ずご確認ください】

1 議会での予算案の成立について

令和8年第1回岐阜県議会定例会において、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いませんので、予めご了承願います。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、県は、その損害について一切負担しません。

第1 募集の内容

1 委託業務名

岐阜県障がい者雇用企業支援センター事業委託業務

2 委託業務内容等

別添仕様書のとおり

3 委託契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

4 委託費の上限

114,300千円（消費税額及び地方消費税額込み）

※ただし、1年間の上限額は38,100千円（消費税額及び地方消費税額込み）とする。

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することで、センターの目的である障がい者の雇用の受け皿となる企業への支援を専門的かつ総合的に行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人等にあっては、下記（1）から（12）までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあっては、代表構成員が（1）を満たし、かつ、代表構成員を含むすべての構成員が（2）から（12）までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要領別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (8) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (9) 県税等の公租公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (10) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条に規定する有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- (11) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。

- (12) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)附則第6条により算定した法定雇用障害者数以上の障がい者を令和7年6月1日時点及びプロポーザル参加申込書提出日時点において雇用していること。なお、令和7年6月2日以降に設立された法人等にあっては、プロポーザル参加申込書提出日時点において同法第43条及び同規則附則第6条により算定した法定雇用障害者数以上の障がい者を雇用していること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、企画提案書（様式1）により、事業を企画提案してください。

(1) 事業の実施方針等

事業目的、求職障がい者及び企業等を取り巻く現状と課題を踏まえ、事業の実施方針を記載してください。

(2) 事業の実施計画

- ① 企業支援アドバイザー事業の実施計画
- ② リーディング企業紹介事業の実施計画
- ③ セミナー、情報交換会等の開催事業の実施計画
- ④ マッチング事業の実施計画
- ⑤ 就職相談支援事業の実施計画
- ⑥ 定着支援事業の実施計画
- ⑦ 広報の実施計画

事業の実施計画の記載にあたっては、岐阜県障がい者総合就労支援センター入居機関（岐阜県立障がい者職業能力開発校、岐阜県立ハローワーク、清流障がい者就業・生活支援センターふなぶせ等）、その他関係機関（県内各圏域に設置されている障害者就業・生活支援センター、その他就労支援機関等）との連携や相乗効果に留意して記載してください。

(3) 事業の実施体制

- ① 人員体制、配置を計画する所長及び職員の経験、能力、資格及び雇用形態等
障がい者相談・支援担当に配置予定の職員については、資格を有することを証明する書類等の写し及び職務経歴書を添付すること。
- ② 本社・本部・親会社等からのサポート体制
- ③ 県内の就労支援機関等との連携体制
※当該機関の設置根拠等を鑑み、想定できる体制としてください。
※なお、センターは、県が実施する「障がい者雇用拡大支援事業」、「精神障がい者雇用促進事業」、「障がい者就労ステップアップ応援事業」その他県事業の推進に関し県と協議の上、協力すること。

(4) 提案者の能力等

- ① 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- ② 社会的課題への取り組み

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日 程
① 募集要項等の公表・配布	令和8年 1月15日(木)～令和8年 2月13日(金)
② プロポーザル参加申込受付期間	令和8年 1月15日(木)～令和8年 2月13日(金)
③ 募集要項等に関する質問受付	令和8年 1月15日(木)～令和8年 2月 4日(水)
④ 企画提案書受付期間	令和8年 1月15日(木)～令和8年 2月19日(木)
⑤ プロポーザル評価会議	令和8年 3月 2日(月) (予定)
⑥ 評価結果等の通知・公表	令和8年 3月 9日(月) (予定)

(2) 募集要項等の公表・配布

① 配布日時 **令和8年1月15日(木)～令和8年2月13日(金)**

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

ただし、最終日は午後4時までとします。

② 配布場所 募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページに掲示します。

岐阜県トップページ (<http://www.pref.gifu.lg.jp/>) > 県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル

※郵送での配布は行いません。紙媒体での配布を希望する場合は、以下までお越しください。

岐阜県障がい者総合就労支援センター 総務係（〒502-8503 岐阜市学園町2-33）

(3) プロポーザル参加申込書の受付

① 参加受付期間

令和8年1月15日(木)～令和8年2月13日(金)

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

ただし、最終日は午後4時までとします。

② 提出方法

プロポーザル参加希望者は、参加申込書（別紙2）を岐阜県障がい者総合就労支援センター総務係まで持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合も、令和8年2月13日（金）午後4時必着です。また、郵送の場合は、「簡易書留」とし、発送後、058-201-4510（岐阜県障がい者総合就労支援センター総務係）まで郵送した旨を電話連絡してください。

【提出先】上記（2）②と同じ

(4) プロポーザル説明会の開催、募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 説明会の開催 説明会は開催しません。

② 質問書受付期間 **令和8年1月15日(木)～令和8年2月4日(水)**

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

③ 質問書提出方法

質問書（別紙1）を岐阜県障がい者総合就労支援センターに電子メールにより送信してください。電子メールに添付するファイルの形式は、Microsoft Wordとしてください。なお、電子メール送信後、送信した旨を電話連絡してください。

【提出先】

・電子メール：c23114@pref.gifu.lg.jpに送信

送信後、058-201-4510（岐阜県障がい者総合就労支援センター総務係）まで送信した旨を電話連絡。

最終日は、午後5時15分までに送信してください。

④ 回答期間 **令和8年1月15日(木)～令和8年2月10日(火)**

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるもの等を除き、隨時、岐阜県のホームページ上にて公開します。

岐阜県トップページ (<http://www.pref.gifu.lg.jp/>) > 県政情報>入札・公売>公募型プロポーザル

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提案書受付期間

令和8年1月15日（木）～令和8年2月19日（木）

午前8時30分～午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

② 提出書類

ア 企画提案書……………(様式1)

※企画提案書は様式1により作成し、A4縦で20ページ以内（参考資料等含む。）としてください。文字サイズは12ポイント以上、見やすい行間を調整し、ページ番号を振ってください。提出にあたっては、添付書類等を含め片面印刷としてください。

※企画提案書作成にあたっては、委託業務仕様書に基づいて提案してください。

イ 見積書……………(様式2)

ウ 法人等に関する書類

(ア) 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

(イ) 法人等概要書……………(様式3)

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。）

(エ) 有料職業紹介事業の許可証の写し（有効期間内のもの）

※共同体として応募する場合、上記（ア）を除く書類は、すべての者の分を提出してください。

エ 誓約書……………(様式4)

オ 共同体構成員届出（共同体の場合）……………(様式5)

カ 共同体協定書の写し（共同体の場合）……………(様式6)

キ 委任状（共同体の場合）……………(様式7)

※構成員ごとに提出してください。

③ 提出部数

・8部（正本1部、副本7部）

④ 提出方法

・岐阜県障がい者総合就労支援センター総務係あてに持参又は郵送により提出してください。

・郵送の場合も、令和8年2月19日（木）午後5時15分必着です。また、郵送の場合は「簡易書留」とし、発送後、058-201-4510（岐阜県障がい者総合就労支援センター総務係）まで郵送した旨を電話連絡してください。

【提出先】上記（2）②と同じ

⑤ 注意事項

・県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要項に違反すると認められる場合

オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 委託費の上限を超える見積額の提案をした場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

- プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)
- ⑤ 返却等
提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
企画提案書等の作成・提出等、プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。
- ⑦ その他
- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限までに企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
 - イ 参加者は、企画提案書等の提出をもって募集要項等の記載内容に同意したものとします。
 - ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
 - エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）の情報公開請求の対象となります。
 - オ プロポーザル参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、評価会議開催日前日（必着）までに、辞退届（様式自由）を岐阜県障がい者総合就労支援センター総務係に持参又は郵送により申し出てください。郵送の場合は「簡易書留」とし、発送後、058-201-4510（障がい者総合就労支援センター総務係）まで郵送した旨を電話連絡してください。

【提出先】上記（2）②に同じ

（7）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
見積書（様式2）に記載する金額は、消費税等相当額を含んだ総額とし、消費税等相当額をうち書きするか又は消費税等相当額が含まれていることを明示してください。
- ② 見積費用は、見積書（様式2）のとおり作成してください。それぞれの事業に要する旅費、通信運搬費、事務用消耗品費、出張する際に使用する普通自動車の燃料費・高速代・出張先の有料駐車場代、広報費、センター公式HPに係る一切の経費、セミナー等開催経費、備品類賃借料、その他センター運営及び本委託業務実施に要する一切の経費、一般管理費のほか、以下③④に係る経費を含めて記載ください。
- ③ スタッフ人件費（所長1名、事業担当者4名：計5名分）
- ④ 車両リース代等（詳細は委託業務仕様書を参照）
- ⑤ 一般管理費は、見積書（様式2）のとおり、人件費及び事業費の合計額の10%以内としてください。
- ⑥ 施設管理費において、センターに係る工事費、修繕費、施設使用料、共益費、電気・水道料、電球等の消耗品等の施設維持費は県が直接負担しますので、計上の必要はありません。
- ⑦ 障がい者雇用アドバイザー※に係る報酬及び出張旅費は計上不要です。
※障がい者雇用に先進的に取り組む企業の従業員を「障がい者雇用アドバイザー」として県が任命（R7.11月現在11名）し、県の要請に応じてセミナーの講師役や企業からの相談対応及びアドバイス等の業務を実施するもの。

第3 提案の評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、県が別に定める構成員により組織された「岐阜県障がい者雇用企業支援センター事業委託業務プロポーザル評価会議」（以下「評価会議」という。）が行います。

なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 プロポーザル評価会議

① 開催日時

令和8年3月2日（月）（予定）

プレゼンテーションの開始時間については、後日、プロポーザル参加者に個別に通知します。

② 開催場所

岐阜県障がい者総合就労支援センター 大会議室（岐阜市学園町2-33）（予定）

③企画提案の所要時間

プレゼンテーション	20分間以内
評価会議構成員からの質疑	10分間～20分間

④注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は4名までとしてください（共同体においても1共同体当たり4名までとします）。
- ・プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。第2の3(5)②の提出書類のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・指定の時間に遅れた場合には、原則、評価対象とはしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおり。

4 契約交渉の相手方の選定方法

評価会議において、次のとおり選定します。

- ① 評価会議各構成員の持ち点（105点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各構成員の評価点を合算した値が最低基準点に満たないプロポーザル参加者は選外とします。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とします。なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者（契約交渉の相手方）として選定します。
- ⑤ 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を契約交渉の相手方とします。基準点に満たない場合、又は提案者がない場合は、再度公募を実施します。

5 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、評価会議終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。なお、電話での問い合わせには応じません。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。）
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
なお、応募者が2者の場合、③は公表しません。

第4 契約の締結

選定した契約交渉の相手方と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となります。契約交渉の相手方と県との協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約交渉の相手方と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかつた場合には、評価結果において、次順位の提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

優秀提案者決定後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、本委託業務の実施において、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、委託業務の一部を委託することができる。

3 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が本委託業務において、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。）を取り扱う場合は、仕様書添付の別記2「個人情報取扱特記事項」及び個人情報の保護に関する法律その他個人情報の保護に関する法令等を尊守し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。

4 情報セキュリティに関する対応

受託者は、本委託業務の実施に当たって、仕様書添付の別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。また、実施した教育については、県に報告すること。

5 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、及び自己の利益のために利用し、並びに本委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。このことは委託業務終了後も同様とする。

6 関係書類等の管理・保存

受託者が本業務を行うに当たって作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存を行い、本業務完了時においては、県の指示に従い保管し、又は県に引き渡すこと。また、当該文書等は、委託業務終了後5年間は受託者において保管すること。

第6 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぐものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第7 その他

- 1 契約候補者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。
- 2 契約候補者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格

停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき、又は、同期間内に同要領別表に掲げる措置要件に該当したときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

第8 問い合わせ先

〒502-8503 岐阜市学園町2-33
岐阜県障がい者総合就労支援センター 総務係
TEL 058-201-4510（直通）
電子メールアドレス c23114@pref.gifu.lg.jp

【別表】

評価項目及び評価内容

岐阜県障がい者雇用企業支援センター事業委託業務

- 各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を105点満点として採点する。

評価項目及び評価内容	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1 課題を踏まえた提案内容の具体性及び実現可能性（65点）					
○①～⑦の評価にあたっては、岐阜県障がい者総合就労支援センター入居機関、その他関係機関との連携や相乗効果を踏まえた提案内容であるかに留意して評価する。 ○①～⑦の評価にあたっては、提案書記載の「事業の実施方針」を踏まえて評価する。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 企業支援アドバイザー事業の実施計画が適切か（15点）	15点	12点	9点	6点	3点
・障がい者雇用に関する課題について的確に理解した上で、事業目標（企業数、障がい者雇用創出人数等）を明確に定めているか。 ・県内企業との支援関係構築に関する具体的な手順・方法が提案され、効果が見込めるものか。 ・提案者ならではのノウハウ・経験を踏まえた工夫があり、実現可能性が高く、効果が見込めるものか。					
② リーディング企業紹介事業の実施計画が適切か（10点）	10点	8点	6点	4点	2点
・障がい者雇用に関する県内優良企業や先進事例等の情報収集の方法、情報発信及び企業見学に関する具体的な企画提案がされ、かつ効果が見込めるものか。					
③セミナー、情報交換会等の開催事業の実施計画が適切か（10点）	10点	8点	6点	4点	2点
・企業の経営者、人事担当、現場担当者、それぞれが、障がい者雇用の理解を深めることのできるセミナー等となっているか。セミナー等の内容が具体的かつ適切で、効果の見込めるものか。					
④マッチング事業の実施計画が適切か（10点）	10点	8点	6点	4点	2点
・就労相談会（ジョブミーティング）開催について、実施方法等が具体的に企画提案され、障がい者と企業のマッチングが促進される内容となっているか。					
⑤就職相談支援事業の実施計画が適切か（5点）	5点	4点	3点	2点	1点
・企業支援による雇用拡大について具体的に提案され、かつ効果が見込めるものか。また、求職中の障がい者や開発校訓練生へのアセスメントの効果的な実施、就職支援が提案され、効果が見込めるものか。					
⑥定着支援事業の実施計画が適切か（10点）	10点	8点	6点	4点	2点
・企業に雇用されている障がい者の能力開発、定着支援のアドバイスに関する具体的な手順・方法が提案され、かつ効果が見込めるものか。 ・岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーター養成研修、サポートー養成講座を実施するにあたり、具体的な企画提案がされ、かつ相当数の参加が見込めるものか。ナビゲーター養成研修修了者情報交換会等の企画は参加者のネットワークづくりや課題解決に役立つものか。					
⑦広報計画が適切か（5点）	5点	4点	3点	2点	1点
・支援対象企業に効果的に伝わり、障がい者雇用が促進されるよう、広報手段等が工夫されているか。					
2 事業を適正かつ確実に実施する能力（40点）					
① 人員体制、スタッフの経験・能力・資格等（10点）	10点	8点	6点	4点	2点
・所長は、障がい者の雇用支援の指導・運営ができる人材の配置を考えられているか。 ・職員は、障がい者雇用に関する知識・経験・資格を持つ人材の配置を考えられているか。 ・課題発見・解決力・企画力の優れた適切な人材の配置であり、事業の効果的な運営が見込めるものか。					
② サポート体制（5点）	5点	4点	3点	2点	1点
・本社・本部・親会社等からの適切なサポート体制（社内のバックアップ体制）が十分に用意されており、その体制・内容により事業成果の向上が期待できるか。					
③ 就労支援機関との連携体制（10点）	10点	8点	6点	4点	2点
・就労支援機関が行うそれぞれの支援内容・役割の把握及びこれらの機関との連携を適切に行える体制の整備が見込めるものか。					
④ 経営基盤（5点） ・提案者の経営基盤が安定しているか。	5点	4点	3点	2点	1点
⑤ 社会的課題への取組（5点）	該当する場合に加点				
○仕事と家庭の両立支援（1点）　次のいずれかの登録又は認定を受けているか。 ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度への登録 ・厚生労働省「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」のいずれかの認定 ※それぞれプラス認定を受けているものを含む。	1点				
○若者の採用・育成（1点）　・厚生労働省「ユースエール認定」を受けているか。	1点				
○SDGsへの取組（1点）　・次のいずれかに登録をしているか。 ・ぎふ SDGs 推進パートナー登録制度「シルバーパートナー」又は「ゴールドパートナー」への登録	1点				
○取引先との共存共栄（1点） ・中小企業庁「パートナー構築宣言」への登録をしているか。	1点				
○事業継続計画（BCP）の策定（1点） ・事業継続計画を策定しているか。	1点				
⑥ 見積の積算は妥当か（5点）	5点	4点	3点	2点	1点
・見積の各項目（人件費・事業費・一般管理費）について、積算が妥当か。					

計

105 点